

調查結果報告書

1	調査の経緯等に関する事項	1
1-1	最終決定前の重要事実の開示	1
1-2	暫定措置	1
1-3	重要事実に対する利害関係者からの反論	2
1-4	約束の申出等	2
1-5	秘密の情報	3
1-6	証拠等の閲覧	3
1-7	知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）	3
2	反論に対する検討	4
2-1	総論	4
2-1-1	調査対象事項	4
2-1-2	秘密の情報	4
2-2	不当廉売された貨物の輸入の事実	6
2-2-1	総論	6
2-2-2	中華人民共和国を原産地とする調査対象貨物の正常価格	6
2-2-2-1	特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実	6
2-2-2-1-1	紅星大龍	6
2-2-2-1-2	紅星大龍以外の生産者	10
2-2-2-1-3	市場経済に関する結論	10
2-2-2-2	代替国	11
2-2-2-3	中華人民共和国を原産地とする調査対象貨物の正常価格に関する結論	11
2-2-3	南アフリカ	11
2-2-3-1	南アフリカの供給者、調査対象貨物及び同種の貨物	11
2-2-3-2	正常価格	12
2-2-3-3	不当廉売差額及び不当廉売差額率	13
2-2-3-4	南アフリカに関する結論	13
2-2-4	オーストラリア	13
2-2-4-1	正常価格	13
2-2-4-2	不当廉売差額及び不当廉売差額率	15
2-2-4-3	オーストラリアに関する結論	15
2-2-5	中華人民共和国	15
2-2-5-1	紅星大龍	15
2-2-5-1-1	正常価格	15
2-2-5-1-2	不当廉売差額及び不当廉売差額率	15
2-2-5-2	その他の中華人民共和国の生産者	16
2-2-5-3	中華人民共和国に関する結論	17

2-2-6	スペイン	17
2-2-6-1	正常価格	17
2-2-6-2	本邦向け輸出取引価格	19
2-2-6-3	その他	21
2-2-6-4	スペインに関する結論	23
2-2-7	不当廉売された貨物の輸入の事実に関する結論	23
2-3	本邦の産業に与える実質的な損害等の事実	23
2-3-1	総論	23
2-3-1-1	不当廉売された貨物	23
2-3-1-2	同種の貨物	23
2-3-1-3	本邦の産業	25
2-3-1-4	累積的な評価	25
2-3-1-5	不当廉売された貨物の輸入の増加及び本邦における同種の貨物の価格に 不当廉売された貨物の輸入が及ぼす影響	25
2-3-2	不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響	25
2-3-3	本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する結論	26
2-4	因果関係	27
2-5	その他の反論とその検討	27
2-5-1	本邦産業のEMD生産能力と需給関係について	27
2-5-2	課税による乾電池原料調達価格への影響について	28
2-5-3	日立マクセルのおかれた現状について	30
2-5-4	電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令にお ける税率について	30
2-5-5	その他の反論を踏まえた結論	31
3	結論	32

凡 例

関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）	法
不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号）	政令
相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成 19 年）	ガイドライン
1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）	協定
電解二酸化マンガン（ Electrolytic Manganese Dioxide ）	EMD
東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社	東ソー
三井金属鉱業株式会社	三井金属鉱業
デルタ・イーエムディー・（ピーティーワイ）・リミテッド（DELTA EMD (PTY) LTD.）	デルタ（南ア）
デルタ・イーエムディー・オーストラリア・（ピーティーワイ）・リミテッド（DELTA EMD AUSTRALIA (PTY) LTD.）	デルタ（豪）
貴州紅星発展大龍錳業有限責任公司	紅星大龍
貴州紅星発展進出口有限責任公司	紅星進出口
エネルヒア・ポルタティル・エス・エイ（ Energía Portátil, S.A. ）	E P
セラヤ・エンパランサ・イ・ガルドス・インテルナシオナル・エス・エイ（ Celaya Emparanza y Galdós Internacional, S. A. ）	C I

（注 1）【 】で囲んだ部分は、秘密情報による記述がされているため要約し若しくは不開示としたものである。

（注 2）重要事実（数字）は、重要事実のパラグラフ番号を示す。

1 調査の経緯等に関する事項

- (1) 南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る調査開始の件（平成 19 年財務省告示第 165 号）で告示した関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 8 条第 5 項の調査に係る最終決定の基礎となる重要な事実（以下、当該文書を「重要事実」という。）の開示以降の調査の経緯等は以下のとおり。

1-1 最終決定前の重要事実の開示

- (2) 平成 20 年 6 月 9 日、重要事実を直接の利害関係人に対し書面により通知¹し、重要事実に対する証拠の提出（反論・反証）についての期限を同年 7 月 7 日とした。また、直接の利害関係人以外の利害関係者、調査対象国政府に対しても重要事実を送付し、重要事実に対する証拠の提出（反論・反証）についての期限を同日とした。なお、産業上の使用者に対しても、重要事実を送付した²。
- (3) 重要事実において、調査当局が知ることができた事実を適用³した直接の利害関係人に対しては、調査当局が知ることができた事実の適用に至った理由、採用した情報及び適用した手法を、当該直接の利害関係人に通知し、同年 7 月 7 日を期限として反論の機会を与えた⁴。

1-2 暫定措置

- (4) 平成 20 年 6 月 13 日、十分な証拠により、不当廉売された電解二酸化マンガン（以下「EMD」という。）の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、政令で定めるところにより暫定的な不当廉売関税を課することが決定⁵され、同年 6 月 14 日から暫定的な不当廉売関税が課された（参照：表 1 暫定的な不当廉売関税）。
- (5) 同年 6 月 13 日、暫定的な不当廉売関税を課することについて、直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示⁶した⁷。また、直接の利害関係人以外の利害関係者、供給国政府に対しても通知した。

¹ 不当廉売関税に関する政令（以下「政令」という。）第 15 条、1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）（以下「協定」という。）6.9

² 重要事実については、別添 1 参照。

³ 重要事実（33）

⁴ 「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）11.（2）七

⁵ 「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（平成 20 年政令第 196 号）

⁶ 平成 20 年財務省告示第 199 号

⁷ 政令第 16 条第 1 項

- (6) 調査当局が知ることができた事実を適用⁸した直接の利害関係人に対しては、調査当局が知ることができた事実の適用に至った理由、採用した情報及び適用した手法を、当該直接の利害関係人に通知し、同年7月7日を期限として反論の機会を与えた⁹。

表 1 暫定的な不当廉売関税

国名	暫定的な不当廉売関税率
オーストラリア	29.3%
スペイン	14.0%
中華人民共和国	46.5%
うち、貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（以下「紅星大龍」という。）	34.3%
南アフリカ共和国	14.5%

1-3 重要事実に対する利害関係者からの反論

- (7) 重要事実（上記パラグラフ (2) に対して、平成20年7月7日の期限までに、利害関係者8者から証拠（反論・反証）が提出され、秘密の情報を除いて閲覧に供した。利害関係者から提出された反論を検討したうえでの調査当局の見解については、後述「2 反論に対する検討」のとおりである。

1-4 約束の申出等

- (8) 重要事実の開示後、輸出者のうちデルタ・イーエムディー・オーストラリア・（ピーティーワイ）・リミテッド（DELTA EMD AUSTRALIA (PTY) LTD.）（以下「デルタ（豪）」という。）、デルタ・イーエムディー・（ピーティーワイ）・リミテッド（DELTA EMD (PTY) LTD.）（以下「デルタ（南ア）」という。）、セラヤ・エンパランサ・イ・ガルドス・インテルナシオナル・エス・エイ（Celaya Empanza y Galdós Internacional, S. A.）（以下「C I」という。）及び広州住友商事有限公司（以下「広州住友商事」という。）及び貴州紅星發展進出口有限責任公司（以下「紅星進出口」という。）の5者から、平成20年6月19日に、関税定率法（以下「法」という。）第8条第7項に規定する「当該貨物の不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束の申出」をしようとする旨の書類が提出され、秘密の情報を除いて閲覧に供した。
- (9) 調査当局は、上記5者からの約束の申出案について検討した結果、ガイドライン15.(3)に該当することから、当該約束の申出案を拒否した。申出者に対しては、約束を

⁸ 平成20年財務省告示第199号 別紙 中間報告書（以下、「中間報告書」という。）パラグラフ (33)

⁹ ガイドライン11.(2)六

受諾しないことについて意見を表明する機会を与えた¹⁰。

1-5 秘密の情報

- (10) 利害関係者から提出された情報について、秘密¹¹として取り扱うことを求められた場合には、その旨及びその理由を記載した書面を提出させた。あわせて秘密部分を要約した公開要約版を提出させ、要約ができない場合には要約できない理由を記載した書面を提出させた。

1-6 証拠等の閲覧

- (11) 利害関係者から提出された書面及び証拠（利害関係者により秘密の情報として提供された書面及び証拠を除く）¹²について、利害関係者に対して閲覧¹³に供した。

1-7 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）

- (12) 重要事実の開示の際に、供給者に対してファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した情報及び適用した手法を通知し反論の機会を与えたが、供給者から反論はなかったため、重要事実（33）のとおり適用した¹⁴。

¹⁰ 協定 8.3

¹¹ 政令第10条第1項、協定 6.5

¹² 証拠資料一覧表については、別添 2 参照。

¹³ 政令第11条

¹⁴ ガイドライン 11. (2) 八

2 反論に対する検討

(13) 利害関係者から提出された重要事実に対する反論について、以下のとおり検討した。

2-1 総論

2-1-1 調査対象事項

(14) 重要事実の「1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴」、「1-2 調査対象貨物の供給国」、「1-3 調査の対象とした期間」及び「1-4 調査の対象とした事項の概要」について、特段の反論は出されず、変更はない。

2-1-2 秘密の情報

(15) 重要事実（40）について、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社（以下、2者を含わせて「東ソー」という。）から、「海外の供給者の質問状への回答の公開要約版は秘密理由の開示、秘密情報の要約という点で全く不十分であり、適切な開示・要約がなされるよう供給者に要請されるべき」¹⁵との主張がなされた。

(16) 調査対象貨物の供給者の質問状への回答書について、要約し、若しくは不開示とされた箇所については、政令第10条及び協定6.5に基づき、調査当局として、秘密とすること及び要約の内容を適当と認めたものである。

(17) 重要事実（41）について、東ソーから、「輸出企業の正常価格及び輸出価格の計算において、「具体的にどのような費用項目が控除を認められ、逆に控除を認められなかったが一切開示されておりません」として、「どのような費用項目について控除が認められ、逆に認められなかったかについてより具体的に開示」¹⁶するよう主張がなされた。

(18) 調査対象貨物の供給者に係る費用項目を明らかにすることにより、一部の利害関係者に対し、別の利害関係者の競争上の著しい不利益を与える情報が明らかになることから、政令第10条及び協定6.5に基づき、調査当局として秘密とすることが適当と認めたものであり、かつ、秘密箇所は適切に要約されている。

(19) 重要事実（42）について、東ソーから「販売日の為替相場の認定は、中央銀行の公表

¹⁵ 東ソー反論書Ⅱ2（1）

¹⁶ 本パラグラフにおいてすべて、東ソー反論書Ⅱ2（2）

データ等公的な証拠資料に拠るべき」、「この点、本件重要事実開示は、南アフリカ共和国、オーストラリア及びスペイン産EMDについては、為替相場の証拠として、『供給者から提出された証拠』を使用したとのみ述べており、それがいかなる資料であるか説明されておりません。」、「調査当局が適切な証拠に基づいていることの確認と依拠した資料名の開示を求めます。」、また、「紅星大龍については、為替相場については為替相場については言及がなく」、「その他の中国供給者についても同様」であり、「調査当局が適切な証拠に基づいていることの確認と依拠した資料名の開示を求めます。」¹⁷との主張がなされた。

- (20) 調査当局は、南アフリカ共和国、オーストラリア及びスペイン産EMDについて、供給者から提出された証拠に記載された為替レートが公的な機関による公表資料に依拠したものであることを現地調査によって確認した。また、調査当局は、通貨の換算について、紅星大龍については、重要事実（104）において、その他の中国供給者については、重要事実（116）で言及している。
- (21) 重要事実（79）、（90）、（129）、（103）及び（118）について、東ソーから、「第三国としていずれの国が選定されたかは結論に大きく影響する重要な事実であり、それが開示できない特段の合理的理由が存在するとも思われないことから、第三国を開示するか、又は少なくとも第三国の国名を開示できない理由の開示」¹⁸をするよう主張がなされた。
- (22) 第三国名を開示することにより、一部の利害関係者に対し、別の利害関係者の競争上の著しい不利益を与える情報が明らかになることから、政令第10条及び協定6.5に基づき、調査当局として秘密とすることが適当と認めたものであり、適切に要約もされている。
- (23) 重要事実（80）、（91）、（106）、（119）及び（130）について、東ソーから、「構成価格の計算における原価・費用項目の認定について」、「簡単な一般論が述べられているのみであり、いかなる製造原価項目を考慮し、型番毎等にどのように直課又は配賦しているかについての説明は一切開示されておりません。しかしながら、これらの点について情報が適切に開示されなければ、国内産業としては、輸出企業が行っている可能性のある一部原価項目の不適切な控除や配賦を指摘することができないとして、「最終決定においては、どのような原価項目について控除が認められ、逆に認められなかったかについてより具体的に開示」¹⁹するよう主張がなされた。
- (24) 原価項目において控除した具体的な費用項目は、一部の利害関係者に対し、別の利害関係者の競争上の著しい不利益を与える情報が明らかになることから、政令第10条及

¹⁷ 東ソー反論書Ⅱ1

¹⁸ 東ソー反論書Ⅱ2（5）

¹⁹ 本パラグラフにおいてすべて、東ソー反論書Ⅱ2（3）

び協定 6.5 に基づき、調査当局として秘密とすることが適当と認めたものであり、適切に要約もされている。

2-2 不当廉売された貨物の輸入の事実

2-2-1 総論

- (25) 重要事実の「2-1 総論」に関して、特に反論はなく、重要事実の開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-2-2 中華人民共和国を原産地とする調査対象貨物の正常価格

2-2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実

2-2-2-1-1 紅星大龍

- (26) 紅星大龍から、重要事実 (62) について、「青島紅星化工集団有限責任会社が貴州紅星發展大龍錳業有限責任会社の生産経営に干渉しなかった」²⁰との反論があった。
- (27) 当該反論において、紅星大龍は「中国上場公司統治準則」の条文を引用し、当該条文に基づき、株主又は出資者が「紅星發展の重大な意志決定に干渉する権利もない」と主張している。しかし、引用された条文において株主が出資者の権利を行使すること²¹及び重大な意志決定を株主総会が行うこと²²が記載されており²³、かつ貴州紅星發展股份有限公司（以下「紅星發展」という。）の株主は同社の【紅星發展の意思決定に関する事項】²⁴ため、株主である青島紅星化工が紅星發展の重大な意思決定を行う権利を有していることは明らかであり、「紅星發展の重大な意志決定に干渉する権利もない」との主張には根拠がなく、「青島紅星化工が紅星大龍の生産経営に干渉しなかった」ことを裏付ける証拠が紅星大龍から提出されたとは認められない。したがって、当該反論は重要事実 (62) に対する反論として受け入れられない。
- (28) 重要事実 (62) について、その他の反論はなく、重要事実を修正する必要はないものと認められた。

²⁰ 紅星大龍反論書一

²¹ 『中国上場公司統治準則』第 13 条

²² 『中国上場公司統治準則』第 16 条

²³ 紅星大龍反論書からの引用。ただし紅星大龍の反論書には『上市公司治理准則（2002 年 1 月 7 日证监发[2002]1 号）』（<http://www.csrc.gov.cn/n575458/n6807967/n6808062/n6809658/n6820028/n6820148/6833215.html>）との条文番号の不一致又は誤訳があると見受けられる。

²⁴ 紅星大龍 10 月 29 日付回答書附属書類 A20-1（貴州紅星發展股份有限公司定款第 15 条）

- (29) 紅星大龍から、重要事実(63)について、「紅星大龍の董事長と総経理はいずれも紅星大龍の董事会メンバー全員により選出されている。かれらはみな公司法と公司定款に厳格に基づき職権を行使し、政府を代表しておらず、如何なる特権をも享有していない」²⁵との反論があった。
- (30) また、紅星大龍は当該反論の根拠として、「総経理の任命は董事会全員が公司定款に基づき、董事会権利を行使した結果である。」「総経理が販売価格及び販売数量を決定するのは、それが公司定款に基づき日常的経営管理の職権を行使する重要な現われの一つであり、政府からの関与は存在していない。」²⁶と主張している。
- (31) 紅星大龍から当該反論の根拠として言及された「公司定款」²⁷について、調査当局は、総経理の任命等に係る手続面に関する規定として既に検討済みである。調査当局は、かかる手続規定を把握したうえで、実態面における重要性に鑑みて重要事実(63)を示している。このため、本重要性は当該反論によって何ら損なわれるものではない。
- (32) 重要事実(63)について、その他の反論はなく、重要事実を修正する必要はないものと認められた。
- (33) なお、上記パラグラフ(29)の反論は、市場原理に基づいているか否かについて積極的に立証していない。
- (34) 紅星大龍から、重要事実(64)及び(67)について、「紅星大龍の土地所有権はすべて中国の法律に基づき政府又は第三者に対価を支払うことにより有償で取得したものであり政府から如何なる優遇をも受けていない」²⁸との反論があった。
- (35) 重要事実(64)のとおり、紅星大龍が土地所有権を有償で購入したことは調査当局も認めている。しかし、一般的には、競売による落札価格には市場原理が反映されていると考えるのが合理的であるが、紅星大龍が【土地所有権の取得方法】によって購入した土地所有権の価格は、【土地所有権の取得価格】に満たず、大きな乖離が認められる。紅星大龍からの反論には、当該取得価格の設定に市場原理が反映されていることが示されておらず、また、「政府から如何なる優遇をも受けていない」との反論についても、既に調査当局が検討した証拠に基づく主張がなされたのみであり、当該反論を裏付ける証拠は提出されなかった。したがって、当該反論は重要事実(64)及び(67)に対する反論として受け入れられない。

²⁵ 紅星大龍反論書二

²⁶ 本パラグラフにおいてすべて、紅星大龍反論書二

²⁷ 紅星大龍 8月13日付市場経済回答書証拠書類 A-27

²⁸ 紅星大龍反論書三

- (36) 重要事実(64)及び(67)について、その他の反論はなく、重要事実を修正する必要はないものと認められた。
- (37) 紅星大龍から、重要事実(65)について、「中華人民共和国国務院『投資体制改革に関する決定』(以下「決定」という。)は、政府の管理職能を転換し市場を導きとし企業を投資主体とする投資行為を確実に確立することを目指すものであり、政府が企業の投資行為に対する制限ではない。またEMD投資・生産拡大プロジェクトは『政府の確認許可する投資プロジェクト目録』(以下「目録」という。)の範囲にはあらず、『決定』にいう届出プロジェクトに該当する。即ち届け出さえすればよく、政府の確認許可を必要としない」²⁹との反論があった。
- (38) まず、紅星大龍からは、当該反論に係る新たな証拠の提出はなく、既に調査当局が検討した証拠に基づく主張がされたのみであった。
- (39) 次に、重要事実(65)のとおり、調査当局は、「決定」に基づき紅星大龍に課された義務が届出であったことを認めている。しかし、国務院の決定によって生産設備の下限が定められている事実³⁰について、紅星大龍から何ら反論がなされていない。したがって、当該反論は、重要事実(65)に示された制度的な政府の介入がある事実を変更するようなものではなく、受け入れられない。
- (40) 重要事実(65)について、その他の反論はなく、重要事実を修正する必要はないものと認められた。
- (41) 紅星大龍から、重要事実(66)について、「労働者への報酬は紅星大龍が会社の給与規定に基づき支出したものであり、当該規定は中華人民共和国労働法及び国の最低給与基準に合致している」³¹との反論があった。
- (42) まず、紅星大龍は「労働者が報酬が低いと思えば、当社を退職することができ、当社も引き続き自由にその他の労働者を雇用できる」と主張している。当該主張は、賃金に不満のある従業員が有する選択肢は退職のみであると述べているに過ぎず、同社が従業員と賃金交渉を行う事実及び同社の従業員が賃金交渉を行なう自由又は権利を有していることは示されていない。
- (43) また、紅星大龍は、大部分の従業員との労働契約の不締結及び当該従業員に係る社会

²⁹ 紅星大龍反論書四

³⁰ 当該決定において、年間5,000トン以下の電解二酸化マンガンの生産ライン設置が禁止されている(促進产业结构调整暂行规定及び产业结构调整指导目录(国发[2005]40号 http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/zcfb2005/t20051222_54302.htm), http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/zcfbl2005/t20051222_54304.htm)。

³¹ 紅星大龍反論書五

保険の不納付³²の理由について、当該従業員に締結及び加入の意思がないためであると説明している³³。労働契約の不締結及び社会保険の不納付という事実により、紅星大龍の労使関係は、労使間の交渉の基礎となるべき雇用主と労働者の権利義務が明確化されておらず、かつ、労働者の雇用自体が保障されていない状況にあると判断されるが、当該説明はこのような状況において、労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実を何ら示していない。

- (44) 重要事実 (66) について、その他の反論はなく、重要事実を修正する必要はないものと認められた。
- (45) 更に、たとえ紅星大龍の給与基準が「中華人民共和国労働法及び国の最低給与基準」を遵守しているものであったとしても、同社の主張において当該法令遵守が「労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実」を裏付けるものであることは示されていない。
- (46) 紅星大龍から、重要事実 (68) について、「紅星大龍の原材料仕入体系は ISO9001 : 2000 の基準に厳格に基づき行われるものであり、これは市場経済の条件が浸透していることを示す最もよい証拠である」との反論があった。また、当該反論において「原材料購入に市場経済の条件が浸透していることを証明できる一連の証拠を提出している」³⁴と主張している。
- (47) まず、ISO9001:2000 は組織の品質マネジメントシステムに関する要求事項であり、この認証を受けていることが、市場経済の条件が浸透している事実を示す直接の指標とはならない。それにもかかわらず、ISO9001:2000 に係る認証を受けていることと市場経済の条件が浸透していることの関連性について、紅星大龍から合理的な説明及びその内容を示す証拠は示されなかった。
- (48) 次に、原材料の調達に係る紅星大龍の回答³⁵を踏まえれば、通常であれば、原材料の購入に係る交渉記録及び仕入注文書等の証拠書類が保管されているべきである。特に【証拠書類】については、紅星大龍の【内部規定】³⁶において、【内部書類】として保管されているべきことが定められている。然るに、重要事実 (68) 及び脚注 75 のとおり、調査当局が指定した原材料のいずれについても当該証拠書類は提示されなかったため、上記パラグラフ (46) の反論には根拠がない。

³² 紅星大龍 10 月 29 日付回答書 C-5

³³ 紅星大龍反論書五。【紅星大龍の証拠書類】でも同様の回答がなされている。

³⁴ 本パラグラフにおいてすべて、紅星大龍反論書六

³⁵ 紅星大龍 10 月 29 日付回答書調査項目 B4

³⁶ 紅星大龍 10 月 29 日付回答書附属書類 B1-1

- (49) また紅星大龍は、重要事実の同パラグラフについて、「紅星大龍の固定資産はすべて公開市場にて対価の支払によって取得し、市場経済の条件が十分に浸透している」との反論があった。また、当該反論において「原材料購入に市場経済の条件が浸透していることを十分に証明できる証拠を提出してきた」³⁷と主張している。
- (50) 主要な設備機器の購入に係る紅星大龍の回答³⁸を踏まえれば、通常であれば、【書類】が受領され保存されているべきと判断するのが合理的である。然るに、重要事実 (68) 及び脚注 75 のとおり、調査当局が指定した 5 件の設備機器のいずれについても当該証拠書類は提示されなかった。なお、このうち 4 件分については購入に際しての出張報告書が提示された³⁹が、当該社内文書は【書類】の代替としては不十分である。したがって、上記パラグラフ (49) の反論には根拠がない。
- (51) 以上により、上記パラグラフ (46) 及び (49) の反論は重要事実 (68) に対する反論として受け入れられない。
- (52) 重要事実 (68) について、その他の反論はなく、重要事実を修正する必要はないものと認められた。
- (53) 上記パラグラフ (26) から (52) のとおり、紅星大龍から提出された反論は受け入れられるものではなく、重要事実 (62) から (68) 及び関係脚注を修正する必要はないものと認められた。また、このほかに、紅星大龍が特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを示すことはできなかったとの判断に関する反論及び反証はなかった。よって、重要事実の「2-2-1-2 中華人民共和国の生産者から提出された証拠の検討」に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-2-2-1-2 紅星大龍以外の生産者

- (54) 紅星大龍以外の中華人民共和国の生産者が、特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを示すことはできなかったとの判断について、反論及び反証はなかった。よって、重要事実の「2-2-1-3 紅星大龍以外の生産者」に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-2-2-1-3 市場経済に関する結論

- (55) 以上により、重要事実の「2-2-1-4 市場経済に関する結論」に示された調査当局の判

³⁷ 本パラグラフにおいてすべて、紅星大龍反論書七

³⁸ 紅星大龍 10 月 29 日付回答書調査項目 A8

³⁹ 紅星大龍現地調査報告書別紙 2 調査項目 1 (5) 及び提出書類番号 66 から 69

断を変える必要はないものと認められた。

2-2-2-2 代替国

(56) 重要事実(74)に示された代替国としての検討対象国について、東ソーから「本件重要事実開示は、「南アフリカ共和国、スペイン、オーストラリア及び本邦とした」としてありますが、最終的にどの国をどのグレードの製品について、代替国としたのか、さらに当該国が代替国として適切である理由については、現在までのところ、開示されていないという問題があります。」⁴⁰との反論があった。

(57) 代替国を選定した理由は、重要事実(73)及び調査の過程において利害関係者に示されている⁴¹。また、紅星大龍の正常価格算出は、重要事実(103)において代替国が示されるとともに、重要事実(105)において正常価格の算出に用いた貨物が示されており、その他の中華人民共和国の生産者の正常価格算出については、重要事実(115)において代替国が示されるとともに重要事実(117)において正常価格の算出に用いた貨物が示されている。なお、当該パラグラフにおいて、要約し若しくは不開示とされている記載があるが、当該記載を開示すると、一部の利害関係者に対して、他の利害関係者の競争上の著しい不利益を与え、又は情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすことから、協定6.5に基づき、秘密として取り扱うことが適当と認められたものであり、かつ適切に要約もされている。東ソーからの反論には、調査当局が秘密として取り扱った情報について、開示が適切であるという合理的な説明が示されていないため、受け入れられない。

(58) 代替国について、その他の反論及び反証はなかった。よって、代替国に関する重要事実の「2-2-2 代替国」に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-2-2-3 中華人民共和国を原産地とする調査対象貨物の正常価格に関する結論

(59) このほかに、重要事実の「2-2 中華人民共和国を原産地とする調査対象貨物の正常価格」に関して、特に反論はなく、重要事実の開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-2-3 南アフリカ

2-2-3-1 南アフリカの供給者、調査対象貨物及び同種の貨物

⁴⁰ 東ソー反論書Ⅱ. 2 (4)

⁴¹ 平成19年7月13日付「中華人民共和国を原産地とする調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定について」

(同種の貨物)

- (60) デルタ(南ア)から、重要事実(76)において、製品型番【 】を同種の貨物とせず、また重要事実(78)以降で製品型番【 】の第三国輸出販売価格を用いて正常価格を算定したことについて、「【重要事実のうち一項目への意見】」⁴²との反論があった。
- (61) 調査当局は、不当廉売された貨物の輸入の事実の有無を調査するために、重要事実(38)のとおり、輸出価格と正常価格との公正な比較を行う⁴³べき同種の貨物⁴⁴として、原則として、輸出貨物と同一の製品型番のEMDを同種の貨物とし、同一の製品型番のEMDがない場合に、同一グレードのEMDを同種の貨物とした。デルタ(南ア)は、調査当局からの当初質問状に対する回答において、【デルタ(南ア)の反論の論旨】を説明した⁴⁵と反論⁴⁶しているが、デルタ(南ア)が本邦に輸出した【本邦向けに輸出したEMDのグレード】の製品型番【 】と【EMDのグレード】である製品型番【 】は【デルタ(南ア)の反論の論旨】⁴⁷と主張しているに過ぎず、同一製品型番【 】の【本邦以外の国】向け輸出EMDよりも製品型番【 】の方が同種の貨物として適切であることについて合理的な根拠を示して説明をしていないことから、当該反論は採用できない。

2-2-3-2 正常価格

(第三国の選定方法)

- (62) デルタ(南ア)から、重要事実(79)において、【本邦以外の国】向け輸出価格を正常価格としたことについて、「当社の主張としては、【正常価格を算定する方法論】」⁴⁸との反論があった。
- (63) 調査当局は、重要事実(38)、(45)及び(50)に従って【本邦以外の国】向け輸出価格を正常価格としたのであり、再度、製品型番【 】の輸出国ごとの販売数量を検証したが、【本邦以外の国】向けの販売数量がもっとも大きかった事実は変わらなかった。調査当局は、価格の差異に影響を及ぼす要素について利害関係者から提出された回答に基づき控除したうえで事実認定をしており⁴⁹、比較可能な価格の認定に問題はない。一方、デルタ(南ア)は、製品型番【 】についての【デルタ(南ア)の反論の論旨】の主張は、合理的な根拠を示して説明していないのであるから、当該反論は採用できない。

⁴² デルタ(南ア)反論書1

⁴³ 協定2.4

⁴⁴ 協定2.6

⁴⁵ デルタ(南ア)平成19年8月3日付回答書【 】

⁴⁶ デルタ(南ア)反論書1

⁴⁷ デルタ(南ア)反論書1

⁴⁸ デルタ(南ア)反論書2

⁴⁹ 重要事実(41)、(81)

(正常価格の算定方法)

- (64) デルタ(南ア)から、「【正常価格を算定する方法論についてのデルタ(南ア)の反論の論旨】⁵⁰」との反論があった。
- (65) デルタ(南ア)は、上記パラグラフ(62)のとおり第三国の選定方法に対して【デルタ(南ア)の反論の論旨】を主張しておきながら、他方で【正常価格を算定する方法論】と主張しており、両主張は矛盾している。また、そもそも、デルタ(南ア)は【本邦以外の国】向け輸出価格を正常価格とせず、【デルタ(南ア)の反論の論旨】について合理的な理由を示していない。当該主張には一貫性がなく、かつ根拠を示した合理的な説明もなされていないことから、反論として採用できない。

2-2-3-3 不当廉売差額及び不当廉売差額率

- (66) デルタ(南ア)から、不当廉売差額の計算方法について「重要事実において示されているのは抽象的な計算方法に過ぎない」、「再三にわたり不当廉売差額の詳細な計算過程の内訳を開示されることを希望したにもかかわらず、今日に至るまでこれは開示されなかった。」⁵¹との反論があった。
- (67) 調査当局がデルタ(南ア)の不当廉売差額を算出した際の計算過程は、重要事実(78)から(84)及び関係脚注に詳細かつ具体的に示しており、デルタ(南ア)は、自身の回答データにより自身の不当廉売差額を検証することが充分可能である。また、デルタ(南ア)から重要事実(78)から(84)及び関係脚注について開示の希望を受けたとの記録はない。よって、反論は採用できない。

2-2-3-4 南アフリカに関する結論

- (68) 重要事実の「2-3 南アフリカ共和国」について、その他の反論はなく、重要事実を修正する必要はないものと認められた。

2-2-4 オーストラリア

2-2-4-1 正常価格

(第三国の選定方法)

- (69) デルタ(豪)から、重要事実(90)において、【本邦以外の国】向け輸出価格を「比較可能な代表的な価格」として正常価格算定のために使用したことについて、「当社は、

⁵⁰ デルタ(南ア)反論書2

⁵¹ デルタ(南ア)反論書前文

【貴省の当初質問状に対する平成 19 年 8 月 3 日付回答書のうち一項目を特定】⁵²との反論があった。

- (70) デルタ（豪）は、調査当局からの当初質問状に対する回答⁵³において、【デルタ（豪）平成 19 年 8 月 3 日付回答書の内容】を説明した⁵⁴としているが、調査当局は、価格の差異に影響を及ぼす要素について利害関係者から提出された回答に基づき控除したうえで事実認定をしており⁵⁵、比較可能な価格の認定に問題はない。よって、【デルタ（豪）の反論の論旨】についての反論は、合理的な根拠を示していないので受け入れられない。
- (71) デルタ（豪）は、反論において【デルタ（豪）の反論の論旨】についての合理的な根拠を示さず、また、その主張の基盤となる解釈についても明確な説明をしていないことから、反論は採用できない。
- (72) さらに、調査当局は、重要事実（38）、（45）及び（50）に従って【本邦以外の国】向け輸出価格を正常価格としたのであり、再度、製品型番別に輸出国ごとの販売数量を検証したが、いずれも【本邦以外の国】向けの販売数量がもっとも大きかった事実は変わらなかった。なお、調査当局による比較可能な価格の認定に問題はないことは上記パラグラフ（70）のとおりである。一方、その結果についての【デルタ（豪）の反論の論旨】の主張は、合理的な根拠を示して説明していないのであるから、当該反論は採用できない。
- (73) なお、【正常価格の算定方法に関する主張】⁵⁶については、上記パラグラフ（71）のとおり、調査当局の事実認定を覆すだけの合理的な根拠が示されないのであるから、検討の対象とならない。

（正常価格の算定方法）

- (74) デルタ（豪）から、「【正常価格を算定する方法論】⁵⁷」との反論があった。
- (75) デルタ（豪）は上記パラグラフ（69）及び（73）のとおり第三国の選定方法に対して、【デルタ（豪）の反論の論旨】を主張しておきながら、他方で【正常価格を算定する方法論】を主張しており、両主張は矛盾している。また、そもそも、デルタ（豪）が、【デルタ（豪）の反論の論旨】について合理的な理由は示されていない。当該主張には一貫性がなく、かつ根拠を示した合理的な説明もなされていないことから、反論として採用できない。

⁵² デルタ（豪）反論書 1

⁵³ デルタ（豪）平成 19 年 8 月 3 日付回答書【 】

⁵⁴ デルタ（豪）反論書 1

⁵⁵ 重要事実（41）、（92）

⁵⁶ デルタ（豪）反論書 1

⁵⁷ デルタ（豪）反論書 2

2-2-4-2 不当廉売差額及び不当廉売差額率

(不当廉売差額の計算方法)

(76) デルタ（豪）から、不当廉売差額の計算方法について「重要事実において示されているのは抽象的な計算方法に過ぎない」、「再三にわたり不当廉売差額の詳細な計算過程の内訳を開示されることを希望したにもかかわらず、今日に至るまでこれは開示されなかった。」⁵⁸との反論があった。

(77) 調査当局がデルタ（豪）の不当廉売差額を算出した際の計算過程は、重要事実（89）から（99）及び関係脚注に具体的に示しており、デルタ（豪）は、自身の回答データにより自身の不当廉売差額を検証することは充分可能である。また、デルタ（豪）から重要事実（89）から（99）及び関係脚注について開示の希望を受けたとの記録はない。よって、当該反論は採用できない。

2-2-4-3 オーストラリアに関する結論

(78) 重要事実の「2-4 オーストラリア」について、その他の反論はなく、重要事実を修正する必要はないものと認められた。

2-2-5 中華人民共和国

2-2-5-1 紅星大龍

2-2-5-1-1 正常価格

(79) 紅星大龍から、重要事実「2-5-2-3 正常価格」について「紅星大龍の正常価格は代替国の価格を使用すべきでなく、紅星大龍の国内販売価格をもって計算すべきである。」との反論があった。

(80) 上記パラグラフ（59）のとおり、重要事実「2-2 中華人民共和国を原産地とする調査対象貨物の正常価格」における調査当局の判断を変える必要はないと認められたことから、当該反論は受け入れられない。

2-2-5-1-2 不当廉売差額及び不当廉売差額率

(81) 蝶理株式会社（以下「蝶理」という。）から、重要事実（112）について、「これら各

⁵⁸ デルタ（豪）反論書前文

グレードはそれぞれ異なる被調査産品を構成し、最終的な不当廉売の幅」の認定などは、それぞれのグレードに応じて判断すべきと考えます。」という反論が提出された。

- (82) 重要事実(112)のとおり、調査当局は、グレード別に価格比較を行い、不当廉売差額及び不当廉売差額率を算出しているため、当該反論は事実誤認である。
- (83) また、調査当局が重要事実(112)において用いた手法は、グレード別に算出した不当廉売差額率を加重平均し、不当廉売された輸入の事実及び不当廉売差額率を認定しているが、この手法は、WTOの紛争処理事例からも支持される。例えば、米国によるカナダ産軟材に係るダンピング最終決定の上級委員会報告においては、不当廉売差額とは、調査当局が定義した対象産品の全体を対象とし、対象産品の単なるタイプ、モデル、カテゴリーでは存在しないことが明示されている⁵⁹。当該反論は、当該手法の変更を必要とする合理的な説明がなされておらず、重要事実(112)に示された調査当局の判断に影響を及ぼすものではない。

2-2-5-2 その他の中華人民共和国の生産者

- (84) 日立マクセル株式会社(以下、「日立マクセル」という。)から、重要事実(114)、(120)及び(121)について、「【日立マクセルによる反論】」、「【日立マクセルによる反論】」との反論がなされた。
- (85) 不当廉売差額及び不当廉売差額率の算定における費用は、供給者(輸出者又は生産者)が保有している記録証拠に基づいて算定⁶⁰されるものである。調査当局は、重要事実(40)のとおり、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとし⁶¹、証拠の提出がなかった生産者については、輸出者から提出された証拠等の知ることができた事実に基づいて⁶²、不当廉売差額を算出することとした。
- (86) 紅星大龍以外の中国の生産者(以下「その他の中国生産者」という。)又は輸出者のうち、供給者に対する質問状に回答した供給者で、かつ、その他の中国生産者の生産した貨物を本邦に向けて輸出している供給者は広州住友商事のみであったことから、調査当局は広州住友商事からの証拠等の知ることができた事実に基づいて不当廉売差額を算出している。日立マクセルからの反論には、【日立マクセルの反論の一部】が重要事実(40)の手法よりも妥当であることについて合理的な説明がなされておらず、当該反論は受け入れられない。

⁵⁹ 2004年8月11日報告(UNITED STATES - FINAL DUMPING DETERMINATION ON SOFTWOOD LUMBER FROM CANADA. WT/DS264/AB/R、パラグラフ93)

⁶⁰ 協定2.2.1.1

⁶¹ 協定2.4.2

⁶² 協定6.8

2-2-5-3 中華人民共和国に関する結論

- (87) 重要事実の「2-5 中華人民共和国」について、その他の反論はなく、重要事実の開示の際に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-2-6 スペイン

2-2-6-1 正常価格

(第三国輸出価格：「比較可能な価格」)

- (88) エネルヒア・ポルタティル・エス・エイ (Energía Portátil, S.A.) (以下「E P」という。)及びC Iから、正常価格について、「輸出者の【ある第三国】向け輸出価格が「比較可能な」価格の要件を満たさない」⁶³との反論があり、その根拠として、以下のパラグラフ (89) 及び (91) が示された。
- (89) 第一に、「AD 協定 2.2 条の「比較可能な」価格は、調査当局が公正な比較を確保するためにいかなる情報が必要であるかを輸出者に対して示し、輸出者に不合理な立証責任を負わせることなく収集した情報に基づき、価格の比較に影響を及ぼす差異がある場合には常に妥当な考慮を払って認定された価格であるといえます。」⁶⁴という反論があった。
- (90) 調査当局は、平成 19 年 6 月 5 日付で送付した「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」のほか、質問状回答書の不十分な部分の追加回答依頼を送付し、調査対象貨物の生産者及び輸出者に対して調査当局が必要な情報について示している。また、価格の比較に影響を及ぼす要素について利害関係者から提出された回答に基づき控除したうえで事実認定をしている。したがって、調査当局が必要とする情報についての通知及び比較可能な価格の認定に問題はなく、当該反論は採用できない。
- (91) 第二に、「【ある第三国における販売先との間の契約についての説明】」⁶⁵、「【輸出者のある第三国向け輸出価格及び本邦向け輸出価格が有する特殊事情】」、「【輸出者のある第三国向け輸出価格及び本邦向け輸出価格が有する特殊事情】」⁶⁶という反論があった。
- (92) 上記パラグラフ (91) の反論については、調査当局は、現地調査において、当該取引についての質問を行ったところ、E P及びC Iから「【当該契約における特定の契約条

⁶³ E P及びC I反論書2. (2) (a)

⁶⁴ E P及びC I反論書2. (2) (a) (i)

⁶⁵ E P及びC I反論書2. (2) (a) (ii)

⁶⁶ E P及びC Iから反論2. (2) (a) (iv)

件の決定の経緯、その他関連する事項についての説明】⁶⁷との回答があり、上記反論の内容とは異なる回答をしている。よって、当該反論は、現地調査等これまでの調査での認定してきた事実とは異なる主張がされたものであり、調査の過程で当該反論を裏付ける証拠が提出されていないことから採用できない。

(93) 以上により、上記パラグラフ (88) の反論は、受け入れられない。

(第三国輸出価格：「適当な」の要件を満たさない価格)

(94) E P及びC Iから、「【輸出者のある第三国向け輸出価格が有する特殊事情】このような【輸出者のある第三国向け輸出価格が有する特殊事情を有する】第三国をあえて選択し、当該取引における価格を正常価格に採用することは、「価格の比較に影響を及ぼす差異」に対する「妥当な考慮」を払って公正な比較を行うこととは相容れません。このように、輸出者に関する限り、第三国向け輸出価格を選択するに際して【ある第三国】を当該第三国に選択することは適切ではないため、【ある第三国】は「適当な第三国」とはいえませんが⁶⁸という反論があった。

(95) また、その根拠として「AD 協定 2.4 条第 3 文が「価格の比較に影響を及ぼす差異」に対して「妥当な考慮」を払うことを調査当局に要求していることから、このような意味の考慮を払って行われる公正な比較を可能とする第三国であるか否かが AD 協定 2.2 条の「適当な」の意味内容に含まれると考えられます。」⁶⁹という反論があった。

(96) 「【輸出者のある第三国向け輸出価格が有する特殊事情】」については、上記パラグラフ (92) のとおり、現地調査等これまでの調査での認定してきた事実とは異なる主張がされたものであり、調査の過程で当該反論を裏付ける証拠が提出されていない。また、調査当局は、重要事実 (38)、(45) 及び (50) に従って【本邦以外の国】向け輸出価格を正常価格としたのであり、販売数量が最も大きい【本邦以外の国】が「適当な第三国」とはいえないと主張する根拠が当該反論には示されておらず、その合理的な説明もなされていない。よって、当該反論は採用できない⁷⁰。

(正常価格に関する事実認定)

(97) E P及びC Iから、正常価格について、「輸出者の第三国向け輸出価格を正常価格に採用するために必要な事実認定を調査当局が行っていないこと」として、「調査当局は、正常価格の認定に際して AD 協定上必要とされている事実認定、すなわち輸出者の【ある第三国】向け輸出価格が「適当な」、「比較可能な」及び「代表的な」といった用語の

⁶⁷ E P及びC I 現地調査報告書 3. 調査項目 A (3)

⁶⁸ E P及びC I 反論書 2. (2) (b)

⁶⁹ E P及びC I 反論書 2. (2) (b)

⁷⁰ E P及びC I 反論書 2. (2) (c) において、【他の第三国】が「適当な」第三国の要件を満たさない旨の主張を行っているが、重要事実の事実認定に影響がないことから検討しない。

意味する要件を満たしているという事実認定を行うことなく、また何らの根拠も示すことなく輸出者の【ある第三国】向け輸出価格を正常価格として採用しています。」⁷¹という反論があった。

- (98) 【ある第三国】向け輸出価格が「適当な」及び「比較可能な」価格ではないとするE P及びC Iの反論は、上記パラグラフ(90)、(92)及び(96)のとおり採用できない。また、当該輸出価格が「代表的な」価格か否かについて、E P及びC Iは、重要事実(50)を変更するような説明を何ら行っていない。よって当該反論は採用できない。

(その他の第三国輸出価格：「比較可能な」の要件を満たさない価格)

- (99) E P及びC Iから、重要事実(128)から(131)について、「輸出者のその他の第三国向け輸出価格(【他の第三国】)が「比較可能な」の要件を満たさない」⁷²という反論があった。

- (100) 調査当局は、重要事実(38)、(45)及び(50)に従って【本邦以外の国】向け輸出価格を正常価格としたのであり、上述の【他の第三国】に向けた輸出価格が比較可能な価格であるとは判断しておらず、反論は採用できない⁷³。

2-2-6-2 本邦向け輸出取引価格

(本邦向け輸出取引価格：【輸出者の本邦向け輸出価格が有する特殊事情】)

- (101) E P及びC Iから「【本邦における販売先との間の契約についての説明】」⁷⁴との反論があった。

- (102) 当該反論については、上記パラグラフ(92)と同様に受け入れられない。

(本邦向け輸出価格：経緯)

- (103) E P及びC Iは、「【輸出者の本邦向け輸出価格に関する具体的な主張立証】」⁷⁵について、これまで積極的に主張・立証活動を行わなかった理由として、「【輸出者の本邦向け輸出価格】が構成価格を上回ることを示すことに意を尽くしてきたこと」⁷⁶を挙げている。

- (104) 調査当局は、重要事実開示まで正常価格にいずれの価格を用いるかについての立場を

⁷¹ E P及びC I反論書2. (1)

⁷² E P及びC I反論書2. (2) (d)

⁷³ なお、E P及びC I反論書2. (2) (b)において、【他の第三国】における個別の事情について反論を行っているが、重要事実の事実認定に影響がないことから検討はしない。

⁷⁴ E P及びC Iから反論2. (2) (a) (iii)

⁷⁵ E P及びC I反論書3. (1)

⁷⁶ E P及びC I反論書3. (1)

示しておらず、調査の過程において、以下のとおり、構成価格以外の情報についても質問等を行っている。E P及びC Iは当該質問等に回答をしてきたことから、上記反論はその根拠が事実誤認に起因したものであり、認められない。

イ) 平成19年6月5日付で「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」を送付した。当該質問状において、正常価格の算定において第三国市場向け販売における調査対象貨物の販売にかかる情報が必要である旨を記載しており⁷⁷、生産企業に対しては、当該質問状のすべての質問（調査項目Fを除く）に対する回答を要求している⁷⁸。

これに対して、E P及びC Iは8月3日付で質問状回答書を提出した。

ロ) 平成19年9月27日付で上記質問状回答書の不十分な部分の追加回答依頼を送付した。

これに対して、E P及びC Iは平成19年10月5日付で質問状回答書の不十分な部分の追加回答を提出した。

ハ) 平成19年11月22日付で現地調査における質問項目を送付し、これに基づき現地検証を行った。

現地検証の内容について、平成20年6月9日付で現地調査報告書をE P及びC Iに送付した。

(本邦向け輸出価格：「実質的な価格」)

(105) E P及びC Iから、重要事実(132)において、本邦向け輸出価格の算定についてE P及びC Iからの回答に基づいて行っていることについて、「【輸出者の本邦向け輸出価格】の認定についても不当であると考えておりますので、輸出者は、以下のとおり、【輸出者の本邦向け輸出価格】について主張します。」⁷⁹との反論があり、その根拠として、以下のパラグラフ(106)から(108)が示された。

(106) 第一に、「【輸出者の本邦向け輸出価格に関する特殊事情を反映した構成要素の計算方法】⁸⁰という反論があった。

(107) 第二に、「【輸出者の本邦向け輸出価格に関する特殊事情を反映した実質的な価格の計算方法】⁸¹という反論があった。

(108) 第三に、「【輸出者の本邦向け輸出価格（工場渡し価格）の計算】これは、調査当局が認定した輸出者の本邦向け輸出取引価格である【具体的な価格】とは異なり、調査当局が認定した輸出者の工場渡しベースの正常価格である【具体的な価格】を超えますので、

⁷⁷ 平成19年6月5日付調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状調査項目D（第三国市場向け販売価格）（40頁）

⁷⁸ 平成19年6月5日付調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状I．一般的説明3．（1頁）

⁷⁹ E P及びC I反論書3．（1）

⁸⁰ E P及びC I反論書3．（2）（i）

⁸¹ E P及びC I反論書3．（2）（ii）

輸出者にはダンピングマージンは存在しないこととなります。」⁸²という反論があった。

- (109) まず、E P及びC Iから、実際に【価格の構成要素】があったという証拠は示されていない。なお、【輸出者の本邦向け輸出価格に関する特殊事情を反映した構成要素の計算方法】を基に算出しているが、そもそも、【輸出者の本邦向け輸出価格に関する特殊事情を反映した構成要素の計算方法】は輸出価格の算定に無関係であり、かつ【輸出者の本邦向け輸出価格に関する特殊事情を反映した構成要素の計算方法】について、合理的な根拠が示されなかった。
- (110) また、協定 2.3 の趣旨からも、調査当局は実際に支払われた価格により調査を行っており、現地調査においても回答されたデータについて、契約書、インボイス等の取引に関する書面を確認した。また、E P及びC Iが主張する【価格の構成要素】に関する資料は提出されなかった。調査当局は、質問状の回答として提出され、現地調査で検証されたデータに基づいて不当廉売差額を算定しており、当該手続きについて合理的ではないという根拠は示されていないので、反論は採用できない。
- (111) 更に、パラグラフ (91)、(105) に記載したE P及びC Iからの反論では、回答として提出した【輸出者の本邦向け輸出価格】及び【ある第三国】向け輸出価格（正常価格）について、調査当局が認定した価格が誤りであると主張しているにもかかわらず、パラグラフ (109) の反論では、【輸出者の本邦向け輸出価格に関する特殊事情を反映した構成要素の計算方法】価格を輸出価格とし、調査当局が認定した【ある第三国】向け輸出価格（正常価格）と比較することにより、不当廉売差額が存在しないという主張を行っており、パラグラフ (91)、(105) 及び (109) における反論が矛盾するものとなっている。
- (112) よって、上記パラグラフ (105) の反論は、受け入れられない。

2-2-6-3 その他

(正常価格の決定方針)

- (113) E P及びC Iから、「調査当局は、本件告示の七（申請者の主張の概要）において、「スペインを原産地とする電解二酸化マンガン」に関する正常価格を構成価格とする旨記載していました。」「本件告示の七の内容が本件告示の日（平成 19 年 4 月 27 日）時点の調査当局の認識を反映しているものと理解しております。」「調査当局は、現地調査において、正常価格を構成価格とすることを前提とした質問を行っていました。」「輸出者は、これまで、構成価格に対する反論を念頭において、本件調査の過程において調査当局からの質問に回答し、また現地調査においても説明を行うなどしてまいりました。」、

⁸² E P及びC I反論書3. (2) (iii)

「しかし、調査当局は、本件通知において突如これまでの立場を変更し、「構成価格ではなく、輸出者の第三国向け輸出価格を正常価格に採用し、「輸出者のダンピングマージンを認定しました。」⁸³との反論があった。

- (114) 調査開始の告示七. については、申請書の概要が記載されているのみであり、正常価格の計算方法について調査当局はいかなる立場も示していない。なお、調査当局が調査の過程において第三国輸出価格についても質問等を行ってきた事実は、上記パラグラフ(104)に示したとおりであり、当該反論は認められない。

(重要事実に対する反論期間)

- (115) E P 及び C I から、「【本反論の準備のための時間が十分に与えられていないことを示す他の事実】」という事情を示し、「以上の状況において、輸出者が【実質的に輸出者が利用可能な、本反論の準備のための時間】の期間内で、本反論の内容について調査・検討し、第三者向け輸出価格に関して入手可能な証拠について調査を行い、販売先その他の証拠の保有者との間で必要に応じて折衝し、本反論のための書面を作成し、これをスペイン語に翻訳して輸出者と意見交換を行い、提出用の本反論の書面を完成させることは極めて困難であるといわざるを得ません。つまり、本反論に関する手続においては輸出者の防御権は十分保障されていないため、デュープロセス（手続的正義）の観点からは極めて問題があると言わざるを得ません。輸出者は、これらの調査当局の行為によって輸出者の防御権が侵害されていることに強く抗議し、かかる正常価格の認定について見直しを求めます。」⁸⁴との反論があった。

- (116) 調査当局は、最終決定の基礎となる重要な事実を平成 20 年 6 月 9 日付で送付し、反論の提出期限を平成 20 年 7 月 7 日として、4 週間の期間を設定しており、利害関係者に対して十分な期間を付与している。また、調査当局は調査スケジュールを勘案して反論のための期間を設定しており、当該期間の設定に手続的瑕疵も認められないことから、当該期間を延長することは、適切ではないと判断した。

- (117) 【本反論の準備のための時間が十分に与えられていないと主張された他の事実】については、調査に関する手続きを行うか否かは各利害関係者自身の判断によってなされるため、調査当局が配慮するものではなく、特に【本反論の準備のための時間が十分に与えられていないと主張された他の事実】は重要事実の開示以後に行わなければならないとする規定はないのであるから、重要事実に対する反論期間を延長しなかったことについて手続上の瑕疵はない。

- (118) 以上の理由により、上記反論は採用できない。

⁸³ 本パラグラフにおいてすべて、E P 及び C I 反論書 1.

⁸⁴ 本パラグラフにおいてすべて、E P 及び C I 反論書 1.

2-2-6-4 スペインに関する結論

(119) 重要事実の「2-6 スペイン」について、その他の反論はなく、修正する必要はないものと認められた。

2-2-7 不当廉売された貨物の輸入の事実に関する結論

(120) 以上より、重要事実の「2 不当廉売された貨物の輸入の事実」に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-3 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

2-3-1 総論

2-3-1-1 不当廉売された貨物

(121) 重要事実「3-1-1 不当廉売された貨物」について、利害関係者の反論及び反証はなかったため、同項に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-3-1-2 同種の貨物

(122) 蝶理から、重要事実（137）から（152）について、「不当廉売された貨物の輸入の事実に関する調査の段階ではマンガン一次電池用、アルカリ一次電池用等に分類して調査が行われ、調査対象貨物と同一の型番又はグレードのEMDがそれぞれ同種の貨物であると認定されましたが」、「当社は、実際の取引においては別紙規格書のとおり、EMDの各グレードは、規格の違いにより物理的特性、用途及び価格が異なる別個の製品として取り扱っており、これら各グレードはそれぞれ異なる被調査産品を構成し」、「損害及び因果関係の有無の認定などは、それぞれのグレードに応じて判断すべき」との反論とともに、マンガン一次電池用及びアルカリ一次電池用のEMDに係る規格表が提出された。

(123) まず、重要事実（38）に示された同種の貨物は、不当廉売された貨物の輸入の事実を調査するために、輸出価格と正常の価格と公正な比較を行う⁸⁵べき同種の貨物の範囲を示したものである。損害の認定における同種の貨物の範囲については、重要事実（138）及び（139）のとおり、協定上、同種の貨物とは当該輸入貨物とすべての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、すべての点で同じではないが極めて類似

⁸⁵ 協定 2.4

した性質を有する貨物をいい、その範囲について特段の規定はされていない。このため、調査当局としては、マンガン一次電池の原料となるEMD、アルカリ一次電池の原料となるEMD、リチウム一次電池の原料となるEMD、フェライト製造材料となるEMD及びそれら以外の用途で使用されるEMDについて、物理的・化学的特性、製造工程、流通経路、価格、用途及び貿易統計上の分類から総合的に検討しており、その検討手法自体についての反論はなされていない。

- (124) 次に、蝶理は、重要事実(137)から(152)を反論の対象としているが、新たに提出された証拠は重要事実の「3-1-2-1 物理的・化学的特性」(重要事実(140)、(141)及び(142))に示された事実の一部のみを対象としており、重要事実に示された同種の貨物の範囲に係るその他の検討事項(「3-1-2-2 製造工程」(重要事実(143)から(145))、「3-1-2-3 流通経路」(重要事実(146))、「3-1-2-4 価格」(重要事実(147))、「3-1-2-5 用途」(重要事実(148)から(150))及び「3-1-2-6 統計上の分類」(重要事実(151)))については、新たな証拠の提出がなく、具体的な反論もなされていない。
- (125) 更に、蝶理から新たに提出された証拠(規格表)について検討したところ、蝶理がマンガン一次電池用として取り扱っているEMDと、アルカリ一次電池用として取り扱っているEMDの分析結果において【数値等の差異】があることが認められた。
- (126) しかし、蝶理から提出された規格表の数値は、一部のアルカリ一次電池用のEMDに係る【ある分析項目】を除いて、いずれも重要事実(140)及び(141)に示された化学的特性及び物理的特性の範囲内であることが認められた。なお、当該EMDの【ある分析項目】についても、重要事実(140)に示された【ある分析項目】と若干の差異があるが、この違いは、当該パラグラフのとおり製造工程の最終段階における調整により生じるものであることから、当該輸入貨物と本邦において生産されたEMDとに化学的特性の違いを示す指標とはならないと判断した。
- (127) したがって、両者間において、化学的特性及び物理的特性が異なると判断できず、重要事実(142)に示された事実は、当該反論及び反証によって否定されない。また、分析結果の違いは、重要事実(143)から(145)のとおり、不純物除去及び粒子の細かさ等が顧客からの要求、仕様に応じて調整されたことによって生ずるものであり、かかる調整が行われた事実を含めて、大部分の製造工程が共通していたことが認定されている。
- (128) 同種の貨物について、このほかの反論及び反証はなかった。よって、同種の貨物に関する重要事実の「3-1-2 同種の貨物」に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-3-1-3 本邦の産業

- (129) 重要事実の「3-1-3 本邦の産業」について、利害関係者の反論及び反証はなかったため、同項に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-3-1-4 累積的な評価

- (130) 重要事実の「3-1-4 累積的な評価」について、利害関係者の反論及び反証はなかったため、同項に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-3-1-5 不当廉売された貨物の輸入の増加及び本邦における同種の貨物の価格に不当廉売された貨物の輸入が及ぼす影響

- (131) 重要事実の「3-2 不当廉売された貨物の輸入の増加及び本邦における同種の貨物の価格に不当廉売された貨物の輸入が及ぼす影響」について、利害関係者の反論及び反証はなかったため、同項に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-3-2 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

- (132) 東ソーから、「3-3-5 生産性の低下」（重要事実（176））について、「平成 17 年度において、物的生産性が大きく下がったにも拘わらず、原料価格が上昇したために EMD の製造原価さらに価格水準も上昇したことによって、みかけ上、価値生産性が下がらなかったということに過ぎないものと考えます。」⁸⁶との反論とともに、同社の EMD にかかる売上原価及び原材料価格の推移が示された。
- (133) 原材料価格の上昇等の事実については、重要事実（216）のとおり、調査当局も認めている。しかし、東ソーから、原料価格の上昇が価値生産性に与えた影響を示す適切な証拠が提出されなかったため、当該反論の正確性が確認できなかった。したがって、当該反論は重要事実の「3-3-5 生産性の低下」に関する調査当局の判断に影響を及ぼすものではない。
- (134) また東ソーから、重要事実の「3-3-11 賃金に及ぼす悪影響」（重要事実（182）及び（183））について、「賃金については、調査対象期間中小幅に上昇していますが、少なくとも東ソー日商については、調査期間中に減少しておりますので、本事業の業績が賃金に反映していると考えます。三井金属については、その賃金水準は全社的に決定されるので、本事業の業績とは連動しておらず、むしろこの期間好調であった銅箔事業の影

⁸⁶ 東ソー反論書Ⅱ. 3

響を受けて好転していたものと思われます。」⁸⁷との反論があった。

- (135) 東ソーからは、当該反論に係る新たな証拠の提出がなかった。このため、調査当局は調査の過程において入手した証拠を再検討したが、三井金属鉱業について、当該反論で指摘された事実は認められなかった。また、東ソーからも当該事実を裏付ける証拠の提出がなかったため、三井金属鉱業に関する反論については推測と判断せざるを得ない。なお、仮に三井金属鉱業に関する東ソーの推測を採用したとしても、上記「**2-3-1-3 本邦の産業**」のとおり、東ソー及び三井金属鉱業の2者を本邦の産業とした調査当局の判断を変える必要がないことが認められたことから、調査当局は損害認定において当該2者の状況を個々に判断することは適切ではなく、したがって、当該反論は重要事実の「**3-3-11 賃金に及ぼす悪影響**」に示された調査当局の判断に影響を及ぼすものではない。
- (136) 更に東ソーから、重要事実の「**3-3-13 資金調達能力に及ぼす悪影響**」(重要事実(188)及び(189))について、「東ソー日向の信用力は、そのほとんどを東ソーに負っており、すでに触れておりますとおり、EMD事業は東ソーの事業の一部に過ぎないことから、東ソー日向の資金調達能力は、東ソー日向の業績を反映したものでは必ずしもなく、この意味で損害認定を妨げるものではないと思料します。三井金属については、多角的な事業を行っているため、EMD事業が全社の資金調達能力に影響を及ぼすことが少なかったものと考えます。」⁸⁸との反論があった。
- (137) 東ソーからは、当該反論に係る新たな証拠の提出がなかった。このため、調査当局は調査の過程において入手した証拠を再検討したが、三井金属鉱業について、当該反論で指摘された事実は認められなかった。また、東ソーからも当該事実を裏付ける証拠の提出がなかったため、三井金属鉱業に関する反論については推測と判断せざるを得ない。したがって、当該反論は重要事実の「**3-3-13 資金調達能力に及ぼす悪影響**」に示された調査当局の判断に影響を及ぼすものではない。
- (138) 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響について、このほかの反論及び反証はなかった。よって、重要事実の「**3-3 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響**」に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-3-3 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する結論

- (139) 以上により、重要事実の「**3 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実**」に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

⁸⁷ 東ソー反論書Ⅱ. 3

⁸⁸ 東ソー反論書Ⅱ. 3

2-4 因果関係

- (140) 蝶理から、「損害及び因果関係の有無の認定などは、それぞれのグレードに応じて判断すべき」との反論があった。
- (141) 重要事実の開示においては、同種の貨物の範囲に基づき、本邦の産業に対する実質的な損害等の事実及び因果関係に係る認定がなされている。蝶理からの当該反論については、上記「2-3-1-2 同種の貨物」のとおり、重要事実の「3-1-2 同種の貨物」に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められたことから、当該反論は因果関係に関する調査当局の判断に影響を及ぼすものではない。
- (142) 重要事実の「4 因果関係」について、このほかに、利害関係者の反論及び反証はなかったため、同項に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

2-5 その他の反論とその検討

2-5-1 本邦産業のEMD生産能力と需給関係について

- (143) 複数の利害関係者から、本邦の産業のEMDの生産能力は限定されており、不当廉売関税の賦課は本邦におけるEMDの需給関係に悪影響を及ぼす旨の反論⁸⁹があった。
- (144) まず、協定及び国内法令上、不当廉売関税を賦課するための要件として、これらの反論を考慮する必要はない。
- (145) 次に、ユミコアジャパン株式会社（以下「ユミコア」という。）、デルタ（豪）及びデルタ（南ア）の反論において、その根拠とした推定値等が記載されていた⁹⁰が、以下のパラグラフ（146）から（150）のとおり、その正確性が確認できなかった。
- (146) 第一に、ユミコアの反論書において「三井金属鉱業株式会社がすでに生産を停止」⁹¹との記載があるが、本調査において同社の生産停止の事実は認められなかった。また、ユミコアから、当該反論を裏付ける証拠の提出もなかった。
- (147) 第二に、「東ソーグループの当該電解二酸化マンガンの生産量は年産【数量】程度と推定」されている。しかし、この推定値は調査当局が入手した証拠に基づく数値と乖離

⁸⁹ デルタ（豪）反論書3、デルタ（南ア）反論書3、ユミコア反論書一及び【ある輸入者からの反論書】

⁹⁰ デルタ（豪）反論書3、デルタ（南ア）反論書3、ユミコア反論書一。パラグラフ（147）から（149）において推定値等が記載された部分を引用している。

⁹¹ ユミコア反論書一

があり、当該推定値の算出根拠も示されていないため、正確性が検証できない。

- (148) 第三に、「本邦での電解二酸化マンガン消費量は主用途である乾電池向けで 2007 年迄は推定【数量】、2008 年度以降はマンガン電池の本邦国内での生産中止に追い込まれたことによりその分の需要が減少し【数量】程度と推定」されている。しかし、この推定値は調査当局が入手した証拠に基づく数値と乖離があり、当該推定値の算出根拠も示されていないため、正確性が検証できない。
- (149) 第四に、「東ソーグループが本邦の消費における相対的变化に参照している平成 16 年度から既に毎年継続して【数量】前後海外に輸出を行っている」とし、「東ソー株式会社の電解二酸化マンガン輸出量」とした数値が記載されていた。反論には当該輸出量の出典及び算出根拠となった資料が添付されていないものの、調査当局が確認したところ、当該輸出量は財務省貿易統計の細島税関支署からの貿易統計の統計品目番号 2820.10 に係る輸出数量と一致した。しかし、細島税関支署からの貿易統計の統計品目番号 2820.10 の輸出数量を東ソーによる EMD の輸出量とみなす根拠及び妥当性がユミコアから示されておらず、当該主張の正確性について検証ができない。
- (150) 更に、ユミコア、デルタ（豪）及びデルタ（南ア）の主張では、東ソーの生産能力の余剰及び在庫が考慮されておらず、かつ、本邦の産業としてではなく、本邦において EMD を生産している一企業集団のみについて述べたに過ぎない。上記パラグラフ（129）のとおり、重要事実「3-1-3 本邦の産業」に示された調査当局の判断を変える必要はないことが認められており、本邦の産業として東ソーのみを考慮することは妥当ではない。本邦の産業に生産能力の余剰があること及び在庫が存在することは、重要事実（178）、（180）及び脚注 193 から明らかであることから、本邦の産業は需要を十分に満たす供給能力を持ち、需給関係に悪影響を及ぼすものではないと判断される。
- (151) 以上のことから、ユミコア、デルタ（豪）及びデルタ（南ア）の反論は正確性を欠いたものであるため、受け入れられない。
- (152) また、これら三者と同じく本邦における EMD の需給関係について述べた【ある輸入者】の反論についても、当該反論の根拠が示されておらず、また、上記パラグラフ（150）と同様に需給関係に悪影響を及ぼすものではないと判断されることから、当該反論は受け入れられない。

2-5-2 課税による乾電池原料調達価格への影響について

- (153) 複数の利害関係者から、日本の乾電池メーカーが「競争力の高い価格設定のされた EMD」に依存しているため、EMD の原材料価格の高騰を受けた製品価格の上昇に加え、

不当廉売関税が賦課されれば、日本国内の一次電池メーカーの事業存続にかかわる旨の反論⁹²があった。

(154) まず、協定及び国内法令上、不当廉売関税を賦課するための要件として、これらの反論を考慮する必要はない。

(155) 次に、パラグラフ (153) の反論は「競争力の高い価格設定のされたEMDに依存している」ことを前提としている。「競争力の高い価格設定のされたEMD」とはどのような価格設定を意味するか不明であるが、以下のパラグラフ (156) に示すとおり、このような価格設定は、そもそもWTOにおいても非難されるべきものと判断される。

(156) 調査対象国から輸入されたEMDについては、不当廉売された輸入の事実が認められており⁹³、輸入品の市場占拠率が【割合】に達しており⁹⁴、かつ当該輸入貨物以外の輸入品は僅少である⁹⁵事実から、本邦市場の【割合】を占めるEMDは不当廉売された輸入貨物であると判断される。更に当該輸入貨物は本邦の同種の貨物の取引価格に影響を及ぼした事実が認められたため⁹⁶、「競争力の高い価格設定のされたEMD」とは、不当廉売された貨物の輸入、及び不当廉売された貨物の輸入によって影響を受けた本邦の同種の貨物の双方を示すと判断される。すなわち、「競争力の高い価格設定のされたEMD」とは、不当廉売された当該輸入貨物の影響を受けた結果であるといえるが、そもそも不当廉売行為はWTOにおいても非難すべきものと認められている⁹⁷。

(157) したがって、不当廉売行為を是認した前提に基づいたパラグラフ (153) の反論は成立しない。

(158) 更に、乾電池の価格に占めるEMDの価格割合は【電池の種別毎のEMDの価格比率】⁹⁸であり、本邦の電池製造事業者への影響は限定的であると判断されるため、不当廉売関税が賦課されれば、日本国内の一次電池メーカーの事業存続にかかわる旨のパラグラフ (153) の反論は受け入れられない。

⁹² デルタ (豪) 反論書 3 及びデルタ (南ア) 反論書 3

⁹³ 重要事実「2 不当廉売された貨物の輸入の有無」

⁹⁴ 重要事実「表 17 本邦の産業の市場占拠率の推移」

⁹⁵ 重要事実 (203)

⁹⁶ 重要事実「3-2-2 本邦における同種の貨物の価格に不当廉売された貨物の輸入が及ぼす影響」

⁹⁷ 関税及び貿易に関する一般協定第六条 1

⁹⁸ 調査対象貨物の輸入者回答書 (調査項目 B)、本邦の生産者回答書 (調査項目 D) 産業上の使用者回答書 (別記様式 1) 及び経済産業省生産動態統計 (機械統計) から算出

	平成 18 年度 統計	製品一単位あた り EMD 使用量	各グレード EMD 平均販売額	製品一単位に占め る EMD のコスト
マンガン乾電池平均販売額*	15.3 円/個	【 】 g/個	【 】 円/g	【 】 %
アルカリマンガン乾電池平均 生産額	49.9 円/個	【 】 g/個	【 】 円/g	【 】 %
リチウム電池平均生産額	39.4 円/個	【 】 g/個	【 】 円/g	【 】 %

*マンガン一次電池については、生産額に係る統計が取られていないため、販売額により算出した。

(159) また、ユミコアから、EMDの原材料価格の上昇に加え、不当廉売関税が賦課されることは本邦の電池製造事業者にとって競争条件の悪化となり、結果として事業継続が困難となる可能性がある旨の反論⁹⁹があった。

(160) 当該反論は、上記パラグラフ (158) と同様の理由により受け入れられない。

2-5-3 日立マクセルのおかれた現状について

(161) 日立マクセルから、【日立マクセルのおかれた現状、等】に係る反論があった。

(162) まず、日立マクセルの反論には、当該反論を裏付ける新たな証拠の提出はなく、既に調査当局が検討した証拠に基づく主張がなされたのみであった。

(163) また、【日立マクセルのおかれた現状】に関する主張は調査対象期間外に関するものである。

(164) 【日立マクセルのおかれた現状】については、パラグラフ (154) において検討済みである。

(165) 以上のとおり、【日立マクセルの主張】は、協定及び国内法令上、不当廉売関税を賦課するための要件に無関係な主張であり、考慮する必要がないと判断した。

2-5-4 電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令における税率について

(166) 東ソーから「本件重要事実開示は、調査対象の供給国ごとに不当廉売差額率を計算していますが、平成 20 年 6 月 13 日に公布された「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」(政令第 196 号)において定められた暫定税率とは以下のとおり大きく異なっております。何らかの理由により、不当廉売差額を除する分母に違いが生じたのではないかと思われますが、最終決定においてはその差異が生じた理由の説明をお願いいたします。税率計算においては、我が国の関税法の原則から CIF ベースが課税標準となるため、分母として CIF ベースの本邦向け輸出価格を計算することが必要になりますが、この点の説明も本件重要事実開示において見当たりません。最終決定においては、どのように計算されたかの説明が必要であり、かつ、そうした説明の開示(不可能である場合にはその理由の開示)を要求いたします。」という反論があった。

(167) また、蝶理から「これら各グレードはそれぞれ異なる被調査産品を構成し、」 「税率」 「の認定などは、それぞれのグレードに応じて判断すべき」という反論が提出された。

(168) これらの反論は、暫定的な不当廉売関税に関する政令における税率に関するものであって、重要事実の事実認定に影響するものではないため、考慮する必要がないと判断した。

2-5-5 その他の反論を踏まえた結論

(169) 以上により、重要事実に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

3 結論

- (170) 以上により、重要事実の「1 総論」、「2 不当廉売された貨物の輸入の事実」、「3 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」及び「4 因果関係」に対する利害関係者からの反論及び利害関係者からのその他の反論を検討した結果、重要事実に示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。よって、当該事実認定に基づく重要事実の「5 結論」を変更する必要はないものと認められた。
- (171) 不当廉売されたEMDの輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められたことから、不当廉売関税を課すことが適当であるとの結論に至った。